

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和 7 年 6 月 1 日施行）

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年 6 月 1 3 日成立）により、明治 4 0 年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和 7 年 5 月 3 1 日まで）	改正後（令和 7 年 6 月 1 日から）
○刑法 （懲役） 第 1 2 条 （略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。 （禁錮） 第 1 3 条 （略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	○刑法 （拘禁刑） 第 1 2 条 （略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。 第 1 3 条 削除

懲 役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁 錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘 禁 刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ 特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

出所

矯正処遇課程・特別コース一覧

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者		課程名	対象者	
D	拘留課程 Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	NEW	O	開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	NEW	ST	短期処遇課程 Short Term	執行すべき刑期が6月未満の者
I	禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者	NEW	A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
F	外国人処遇課程（一般） Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者	NEW	DS	高齢福祉課程 Daily care-Senior	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者	NEW	DH	福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Daily care-Handicapped	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者	NEW	DM	福祉的支援課程（精神上的の疾病又は障害） Daily care-Mental disorder	精神上的の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者
J	少年処遇課程 Juvenile	少年院収容を必要としない少年				
Y	若年処遇課程 1～3 Young	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者				
L	長期処遇課程 1～4 Long	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者				
G	一般処遇課程 1～4 General	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者				

従来のA B指標に替わる新たな観点

処遇レベル

再犯リスクと処遇準備性(注)の2軸で判定(4分類)

再犯リスク

処遇準備性

レベル1	低	高
レベル2	低	低
レベル3	高	高
レベル4	高	低

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

	特別コース名	プログラムの内容（概要）
ハ	農業ビジネスコース	農業に関連する産業への就労に向けた処遇
カ	サステナブル作業コース	社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能の習得
	サキユエーロノミクス	資源の保全等、地域課題の解決に貢献
	ものづくり人材養成コース	伝統工芸等、後継者不足が課題の地域作業
キ	少年・若年エリート型処遇コース	可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇
ク	教科指導集中処遇コース	教科指導を集中的に実施
ケ	社会生活移行処遇コース	円滑な社会復帰への移行を目的に、開放的な環境下で処遇

4

拘禁刑下の作業

I 作業の意義・目的

作業は、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に行わせることができるため、その必要性に応じた実施目的を明確化する必要がある。

現行（懲役）

懲役の本質的要素であるため、作業を行うことが目的化

拘禁刑

作業の必要性が認められた受刑者について、どのような作業に就業させることが適切か、また、その作業は、どのような処遇効果が期待できるかを明確化

II 作業の名称

作業の実施が必要と認められる受刑者に、どのような目的で、どのような効果を期待するのか、名称も明確化する必要がある。

現行（懲役）

現行（懲役）は、作業の実施が前提であるため、国側から見た作業の態様に応じた名称

【生産作業、自営作業など】

拘禁刑

特別改善指導「薬物依存離脱指導」等のように、その実施目的や意義が明確な名称となるように変更

【基礎的作業、機能別作業（コミュニケーション能力等向上作業）など】

※事務手続き上の名称は継続

III 受刑者への働き掛け

作業を行うことの必要性を自覚させ、自主的に作業に取り組む意欲を育み、作業を通して、社会生活に適応する能力を育成する必要がある。

現行（懲役）

指定された作業を黙々と「行わせること」が目的化し、自主性等を養成する働き掛けが不十分

拘禁刑

作業の動機付けを十分に行い、就労意欲を喚起した上で、個々の特性に応じた作業を適切に課す。

拘禁刑を見据えた改善指導・教科指導の充実

特別改善指導

「薬物依存離脱指導（R 1）」の実施体制強化

○対象者のアセスメントの充実

再犯リスクと薬物依存の重症度を組み合わせた密度別指導コースを指定。

○移行プログラムの開発

必要な者を社会内の治療・支援等に確実につなげることで、再犯防止効果を高めるためのプログラムを開発。



松本少年刑務所「教科指導集中処遇コース」を女性受刑者に拡大

○1年間の集中した補習教科指導

公立の中学校の分校を刑務所内に設置し、全国の義務教育未修了者等のうち希望する者を募集し、1年間、文部科学省の定める学習指導要領を踏まえ、集中した教育を実施。

○令和6年4月に女性受刑者が入学

拘禁刑を見据え、中学校の教育を学ぶ機会を、これまでの男性受刑者に加え、女性受刑者にも拡大。



特別改善指導

「暴力防止指導（R 7）」の新設

○実施施設・指導対象者を拡大

一部の刑事施設で実施していた、一般改善指導「暴力防止プログラム」を改訂、特別改善指導として位置付け、実施施設を全施設（女性刑事施設含む）に拡大。

○個々の問題性に応じた指導

暴力全般の問題を扱う「コアプログラム」、個別の問題を扱う「オプションプログラム」を設け、オプションプログラムでは、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの問題に対応するプログラムを新設。

オープンダイアログの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進

○一般改善指導「対話」の新設

受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識させ、課題を克服するための援助が得られることを実感させることで、更生への動機付けを高めること等が目的。その具体的内容の一つである「対話実践」に、オープンダイアログの手法や考え方を導入。

※オープンダイアログ

フィンランド発祥の「対話実践」の技法。20年間の実践で統合失調症の発病率を低減。対象は統合失調症に限定されない。



社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年12月施行）

→ 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、刑事施設の長の直轄に設置された「**個別支援処遇推進チーム**」による多職種の職員でのチーム処遇を実施

→ **本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に**

【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的にケース会議を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



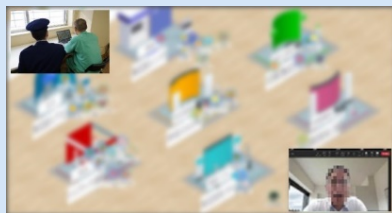
○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労で必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

《職親プロジェクト》

- ・ 出所時に働く場を提供
- ・ メタバース空間における仕事フォーラム（受刑者が参加する就労支援説明会）を実施



《民間企業が開発したプログラム》

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握

- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整

- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整

- 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施

